

市民税・県民税 給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届

1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

○異動があった場合は、速やかに提出してください。退職者についてはできるかぎり一括徴収をするようご協力ください。

五所川原市長 宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒		特別徴収義務者 指定番号	宛 名 番 号	
年 月 日提出	氏名又は名称		個人番号又は法人番号(右づめ)	この届出書に係る氏名		電話番号	(内線)	
給与所得者	フリガナ	ア. 特別徴収税額 (年税額)		イ. 徴収済額	ウ. 未徴収税額 (ア-イ)	異動年月日	異動事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名			月から			1. 退職	1. 特別徴収継続 (新しい勤務先で徴収) →下記Aへ記入
	個人番号			月まで			2. 転勤(転職)	2. 一括徴収 (退職時に一括して徴収) →下記Bへ記入
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日		※一括徴収月は含まない			3. 休職	3. 普通徴収 (退職者本人が納付)
	1月1日現在の住所			円	円	円	4. 死亡	
異動後の現住所						5. 閉鎖		
						6. ()		

A. 転勤(転職)等による特別徴収継続の場合は記入してください。

新しい給与支払者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒	の新しい 経理 担当者	氏名	新しい勤務先では
	氏名又は名称			電話	
	個人番号又は法人番号(右づめ)		特別徴収義務者 指定番号	(内線)	
					月割額 円を 月分
					から徴収し、納入します。
					※月割額は必ず新しい給与支払者へ連絡してください。

B. 未徴収税額について一括徴収する場合は記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計
1. 異動が当年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)	月 日	円	円 (上記ウと同額)
2. 異動が当年1月1日以後で特別徴収の希望がないため	一括徴収した税額は 月分(月 日納期限)で納入します。		

※市記入欄	年度	入力日	点検
		年 月 日	
	年度	入力日	点検
		年 月 日	

※控えが必要な場合には、コピーしてご使用ください。